長野市財政地理情報システムの更改に伴う情報提供依頼（RFI ）

及び概算見積依頼（RFQ ）について

当市では財政地理情報システム（以下、「財政GIS 」という。）の更改を検討しています。

つきましては、以下に示した内容について、情報提供をいただきたいと思います。

ご提供いただきました情報は、システムの計画や仕様書の検討をする際の参考情報として活用させていただきます。

１　情報提供依頼の目的

当市では、平成18年度から情報システム最適化事業の一環として、共用空間データベースを基盤とした全庁的に地図情報を一元管理する統合型地理情報システムを構築しました。財政GIS は財政部が所有する業務データと共用空間データを連携させ、情報の高度利用を一層推進することで、市民サービスの向上を図ることを目的として平成22年度に導入しました。

今回の依頼は、令和２年度の更改から４年が経過し、令和８年度に財政GIS の更改を計画するにあたり、最近の地理情報システムの状況及び事業規模の把握に必要な情報提供を依頼するものです。

２　実施期間

令和７年７月３日（木）から令和７年７月17日（木）

３　システムの概要

当市では、全庁ネットワークを用いた地図情報の共有を推進する基盤として、主に財政部を中心に各種地図データの照会や検索・印刷・編集等の処理を行うために構築した地理情報システム（GIS ）であり、汎用地理情報システムや建築確認管理システムと連携しています。

（【別紙１～８および参考資料】財政GIS 更改業務仕様書等のとおり）

４　依頼事項

以下の事項について、情報提供をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼事項 | 必須・任意回答区分 |
| 製品に関する基本情報（対応業務・システム機能・技術仕様等）及び当該製品のデモンストレーション実施の可否 | 必須 |
| サービス内容、保守・サポート内容に関する情報 | 必須 |
| セキュリティに関する情報 | 必須 |
| ハードウェア・ソフトウェア構成に関する情報（スペック・機能等） | 必須 |
| データ体系・セットアップ項目・作業に関する情報 | 必須 |
| 前提条件や制約条件（技術面・運用面・法制度面・スケジュール面） | 必須 |
| 機能の適合（追加機能開発が必要か既存のパッケージ製品で実現可能か）※【別紙４】機能要件一覧をご使用ください。 | 必須 |
| 開発スケジュール（開発体制・要員スキル・要員人数等含む）情報 | 必須 |
| 各自治体の事例や動向に関する情報 | 必須 |
| 見積内訳書※【別紙９】概算見積依頼書（RFQ ）をご使用ください。 | 必須 |
| 改修・バージョンアップに関する考え方（有償・無償の範囲等） | 必須 |
| その他資料等 | 任意 |

５　見積作成にあたっての留意事項

(1) 作業費用見積について

「一式○○万円」という見積ではなく、作業ごとに見積費用を記載してください。

作業は可能な限り分割し素人でも作業内容がイメージできるよう記載してください。

(2) ハードウェア・ソフトウェア費用見積について

「システム一式○○万円」という見積ではなく、提案する人員・製品の数量と単価がわかるよう記載してください。

全体金額に対する出精値引きはしない（端数調整は除く）こととし、個々の製品の値引き後金額がわかるように記載してください。

保守費用が発生する場合、個々の製品の年間保守費用が年度毎にわかるように記載してください。

(3) 消費税について

税込金額で作成することとし、消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。

６　提出方法等

(1) 問合せ先・提出先

長野市総務部情報化推進グループ情報システム課（長野市役所第一庁舎６階）

住所：〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-5005（直通）

電子メール：jouhou@city.nagano.lg.jp

担当：情報系システム担当

※メールの件名は「【財政GIS 更改】○○社」とすること

(2) 提出資料の書式

電子データにて作成をお願いします。（ファイルの形式：Microsoft Office又はPDF形式）

【別紙４】の回答については、添付の様式をそのまま使用してください。

(3) 提出方法・提出期限

提供資料は、上記「問合せ先・提出先」へ、電子メール又は持参（CD・DVD ）により令和７年７月17日（木）午後５時までに提出をお願いします。

(4) 質疑応答

情報提供依頼への質問につきましては、電子メールにて令和７年７月10日（木）午後５時までにお問合せください。電話での質問はお受けできません。期限までにされた質問に対する回答については電子メールにて個別に送付します。

７　提供情報の取扱い等

(1) 本情報提供依頼に対して情報提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、提供がなかった事業者について不利益に扱うこともありません。

(2) ご提供いただいた情報については、当該目的のために当市組織内で利用させていただきますが、貴社に断りなく組織外への配布はいたしません。

(3) ご提供いただいた情報・資料につきましては返却いたしません。

(4) ご提供いただいた情報に関して、後日問合せ**、**又は再提出依頼を行う場合があります。